

船形学園虐待防止規定

23社事船194号

平成23年6月13日決定

第一条（目的）

この規定は、船形学園職員（以下職員）が施設入所児童（以下児童）の権利擁護と自立支援を全うし、児童福祉法第33条の10に規定する虐待が生じないように徹底を図る事を目的にする。また、虐待が発生した時の対応と手順について必要な事項を定める。

第二条（虐待禁止の原則）

職員は児童の権利擁護と自立支援の職責を自覚し、虐待は明確な暴力行為であり違法行為であるとの認識のもと、いかなる時も絶対に虐待をしてはならない。

第三条（支援技術の研鑽）

職員は、研修や事例研究会への参加等を通じて、積極的に支援技術の研鑽を図り、虐待の防止・克服に努めなければならない。

第四条（チームワークの強化）

児童の援助に関し、職員は常に率直で真摯な議論を交わし、児童の最善の利益の実現に向けてチームワークの強化を図らねばならない。

第五条（地域社会との共働）

施設は地域社会に働きかけ、相互の理解協力のもとに、児童の健全育成及び自立支援に取り組まなければならない。

第六条（虐待発生時の対応）

- 1、職員による虐待が発生した時は、施設長は速やかに該当児童及び職員双方からの事情聴取等により事実関係等を正確に把握した上で、適切に対応しなければならない。また、その経緯について「虐待調書」に克明に記録しなければならない。
- 2、職員は、虐待を受けたと思われる入所児童を発見した時は、速やかに権利擁護委員会に報告しなければならない。また、虐待の事実が明らかになった時は、権利擁護委員会は全職員へその事実を周知徹底し、職員が一体となって再発防止に努めなければならない。

第七条（園権利擁護委員会の設置）

権利擁護委員会において虐待に関する不服・苦情を受け付け、児童の権利擁護及び施設運営の適正を図るものとする。